

町田市告示第128号

小川・鶴間地区の住居表示に関する変更請求書の要旨

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第2項により、住居表示の案に対する変更の請求があったので、同条第4項に基づき、その要旨を次の通り告示する。

2015年7月10日

町田市長 石 阪 丈 一

1 変更請求の内容

南町田の名称を、鶴間の地名が残る様に検討していただきたい

2 変更請求の理由

現状の鶴間地域の東急田園都市線南町田駅の北側を「南町田」とする案が6月2日より公示されました。

しかし、この地域は旧来より「町谷」又は、「鶴間」と呼ばれており今回の新町名区域・名称案には、全く反映されていません。

しかも、東急田園都市線南町田駅南側には「南町田自治会」という名称の町内会・自治会が現存しており大きな混乱が予想されます。「南町田」にふさわしい名称は南町田駅周辺ではないでしょうか。

また、鶴間番地発生の1番地から南町田駅周辺までは2km以上離れており徒歩では20分以上かかります。

それに近隣の、金森・高ヶ坂・成瀬・小川地区では、地名の変更がなされておりません。

南町田駅の開発により分断された鶴間地区ですが、昔は一つであり神社等の祭り事に現在まで一緒に行い、一体感があります。

鶴間の地名が残る様に検討していただきたいと思います。